

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	原子炉建屋地下2階において、協力企業作業員が弁の組み立て作業中に右手薬指を負傷した。このため、業務車にて病院へ搬送した。診察の結果、右手薬指の末節骨折と診断された。	A	11月6日公表済 (PDF62KB)

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系フィルタスラッジ貯蔵タンク（B）液位指示計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器出口弁（D）開閉表示ランプに点灯不良（全閉にて両点灯）が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	D	
3	3号機	主復水器真空ポンプ駆動用電動機点検において、反負荷側軸受部に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	炉心スプレイポンプ（B）流量積算用演算器点検において、計器ヒューズに断線が認められたため、当該計器を交換	D	
5	3号機	原子炉建屋換気系放射線モニタ取替工事に伴う関連資料の確認において、過去に実施した検出器取替時の工事計画の耐震計算書に誤記（検出器重心位置）が認められたため、対応検討	B	
6	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A系）試運転において、ポンプ（A）出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-23, 22-19, 42-27）ペントラインの空気抜き確認用透明ホースの一部に亀裂が認められたため、当該ホースを交換	D	
8	3号機	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽（B）のレベルスイッチ不具合による「スラッジ液位高」の誤警報が発生したため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
9	5号機	運転管理日常点検表（10月22日分）の「No. 11 外部電源」欄及び「備考」欄に記載誤りが認められたため、当該点検表を改訂及び対応検討	C	
10	5号機	タービン建屋換気空調系空冷チラー（F）点検において、ファンシャフトとプーリとの嵌合値に許容値超えが認められたため、当該ファンシャフトを交換	D	
11	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）入口管側ベント配管フランジ部に海水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	予備品倉庫電動ホイスト荷重試験において、巻上・巻下時の電流値に基準値超えが認められたため、当該ホイスト用電動機を点検・修理	D	
13	6号機	安全保護系検出器要素性能（校正）検査要領書において、検査項目「原子炉圧力」検査成績書の記録計基準指示値に誤記が認められたため、当該箇所を改訂し、検査を再開	D	
14	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）低圧蒸気加減弁リンク機構点検において、ブッシュ内径とピン外径の間隙測定値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	第3給水加熱器（B）出口ドレン配管ベント弁点検において、弁座シート面にブローホールが認められたため、当該弁を修理	D	
16	6号機	原子炉建屋天井クレーン付ホイスで点検機材を移動中において、主巻フックとドライヤーセパレータ取扱装置のロッドが接触したため、対応検討	C	
17	6号機	過渡現象記録装置のプロセス入出力装置点検において、入出力制御用基板に精度逸脱が認められたため、当該基板を交換	D	
18	6号機	原子炉再循環系MGセット（B）すくい管駆動ユニット点検において、ロッド継手に変形が認められたため、当該継手を交換	C	
19	6号機	原子炉建屋2階（電気品室）において、ドレンファンネル廻りに水溜まり（約2リットル、汚染なし）が認められたため、当該ドレンファンネル廻りを清掃及び対応検討	C	
20	その他	海生物焼却設備ダストコンベア（No. 1）の過電流保護装置の動作によりコンベアが起動しないため、当該コンベアを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで